

# 送風機メーカーが **作業環境測定機関**

として登録しました!!!

登録番号 27-112

作業環境測定から局所排気装置等の設置まで  
全て昭和電機がワンストップ対応致します

## 作業環境測定

### 第1管理区分

(適切)

### 第2管理区分

(なお改善の余地)

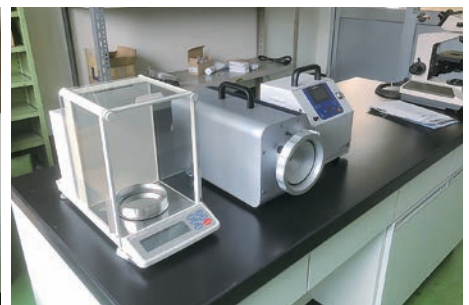
### 第3管理区分

(適切でない)

第1管理区分を維持するために

- 局所排気装置の定期自主点検
- 送風機のメンテナンス

作業環境を良くするために  
**昭和電機**グループが  
改善のお手伝いを致します!



作業環境改善に関してはお任せください!!

# 作業環境測定を行うべき場所と測定の種類等

| 作業環境測定を行うべき作業場             |  | 測定                          |   |               |           |   |
|----------------------------|--|-----------------------------|---|---------------|-----------|---|
| 作業場の種類<br>(労働安全衛生法施行令第21条) |  | 関連規則                        | 測定の種類   | 測定回数          | 記録の保存年    |   |
| 1                          | 土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場                | 粉じん則26条                     | 空気中の濃度および粉じん中の遊離けい酸含有率  | 6月以内ごとに1回     | 7         |   |
| 2                          | 暑熱、寒冷または多湿の屋内作業場                                 | 安衛則607条                     | 気温、湿度および、ふく射熱   | 半月以内ごとに1回     | 3         |   |
| 3                          | 著しい騒音を発する屋内作業場                                   | 安衛則590-591条                 | 等価騒音レベル   | 6月以内ごとに1回     | 3         |   |
| 4                          | 坑内の作業場   | (イ) 炭酸ガスが停滞する作業場            | 安衛則592条   | 炭酸ガスの濃度       | 1月以内ごとに1回 | 3 |
|                            |  | (ロ) 28℃を超える作業場              | 安衛則612条   | 気温            | 半月以内ごとに1回 | 3 |
|                            |  | (ハ) 通気設備のある作業所              | 安衛則603条   | 通気量           | 半月以内ごとに1回 | 3 |
| 5                          | 中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの           | 事務所則7条                      | 一酸化炭素および二酸化炭素の含有率、室温および外気温、相対湿度   | 2月以内ごとに1回     | 3         |   |
| 6                          | 放射線業務を行う作業場                                      | (イ) 放射線業務を行う管理区域            | 電離則54条  | 外部放射線による線量当量率 | 1月以内ごとに1回 | 3 |
|                            |  | ☐ 放射性物質を取り扱う作業室             | 電離則55条  | 空気中の放射線物質の濃度  | 1月以内ごとに1回 | 3 |
|                            |  | ● 坑内の核原料物質の掘採業務を行う作業場       |   |               |           |   |
|                            |  | (ニ) 坑内における核原料物質の掘採の業務を行う作業場 |   |               |           |   |
| 7                          | 特定化学物質等(第1類物質または第2類物質)を製造し、または取り扱う屋内作業場など        | 特化則36条                      | 第1類物質または第2類物質の空気中の濃度  | 6月以内ごとに1回     | 3         |   |
|                            | 特定有機溶剤混合物を製造し、または取り扱う屋内作業場                       | 特化則36条の5                    | 空気中の特別有機溶剤および有機溶剤の濃度  | 6月以内ごとに1回     | 3         |   |
|                            | 石綿等を取扱い、もしくは試験研究のため製造する屋内作業場                     | 石綿則36条                      | 空気中の石綿の濃度   | 6月以内ごとに1回     | 40        |   |
| 8                          | 一定の鉛業務を行う屋内作業場                                   | 鉛則52条                       | 空気中の鉛の濃度  | 1年以内ごとに1回     | 3         |   |
| 9                          | 酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場                        | 酸欠則3条                       | 第1種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、空気中の酸素の濃度<br>第2種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、空気中の酸素および硫化水素の濃度 | 作業開始前ごと       | 3         |   |
| 10                         | 有機溶剤(第1種有機溶剤または第2種有機溶剤)を製造し、または取り扱う一定の業務を行う屋内作業場 | 有機則28条                      | 当該有機溶剤の濃度   | 6月以内ごとに1回     | 3         |   |

注) ●印は作業環境測定士による測定が義務付けられている指定作業場であることを示す。(作業環境測定法施行令第1条「指定作業場」)

☐指定作業場の内、弊社で対応可能な作業場

## ■ 加盟団体

- 一般社団法人 日本電機工業会 (JEMA)
- 一般社団法人 日本工作機器工業会 (JMMA)
- 独立行政法人 日本貿易振興機構 (JETRO)

## ■ 代理店



本社 〒574-0052 大阪府大東市新田北町 1-25

東京支店 ☎ 03 (5833) 3201 大阪支店 ☎ 072 (873) 1221  
 札幌営業所 ☎ 011 (792) 8175 京都営業所 ☎ 075 (603) 2323  
 仙台営業所 ☎ 022 (782) 9901 岡山営業所 ☎ 086 (242) 3351  
 北関東営業所 ☎ 0277 (78) 6431 福岡営業所 ☎ 092 (472) 6631  
 厚木営業所 ☎ 046 (221) 6501 海外営業部 ☎ 072 (871) 1511  
 名古屋支店 ☎ 052 (821) 1211 駐在：長野、静岡、浜松、北九州  
 金沢営業所 ☎ 076 (223) 1122  
 Showa技術相談センター ☎ 0120 (914) 188  
 SHOWADENKI (THAILAND) CO., LTD. SHOWADENKI (KOREA) CO., LTD.  
 SHOWADENKI (TAIWAN) CO., LTD.

昭和電機

検索

<http://www.showadenki.co.jp>